

代行保険料率等に係る法令通知改正

対象先	DB年金	厚生基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

※ご参考に厚生基金以外のお客様にも送信しています。

ポイント

- 厚生年金保険における「財政の現況及び見通し」の公表に伴い、今般、代行保険料率を算定し直す場合の算定方法等に係る省令、告示及び通知の改正※が行われました。
- 全て（注1、2）の厚生年金基金において平成26年12月末までに「代行保険料率算定届出書（以下「届出書」）」を提出し、代行保険料率を算定し直す（平成27年4月適用）ことになりました。
（注1）以下のいずれかに該当する場合は、「届出書」の提出不要
 - ① 将来返上の認可を受けている
 - ② 平成26年12月末までに解散計画等を提出
- （注2）平成27年1月から2月末までに解散計画等を提出する基金は、「届出書」の提出は必要だが、平成27年4月からの新代行保険料率（新免除保険料率）を適用しない
- 通知改正のポイントは以下のとおりです。
 - ① 代行保険料率の算定方法の変更
 - ② 予定死亡率の変更

※ ≪省令≫ 平成26年12月5日 厚生労働省令第133号
≪告示≫ 平成26年12月5日 厚生労働省告示第460号
≪通知≫ 平成26年12月5日 年発第1205第2号

代行保険料率の算定に関する事項

1. 代行保険料率見直しの適用時期は平成27年4月
2. 以下に該当する基金は、代行保険料率の見直しに係る「届出書」の提出は不要
 - ・平成26年12月末までに将来返上の認可を受けた基金
 - ・平成26年12月末までに解散計画又は代行返上計画を提出した基金
(現行免除保険料率を継続適用)
3. 以下に該当する基金は、「届出書」提出の対象となるが、平成27年4月からの見直し対象外となる
 - ・平成27年1月から2月末までに解散計画又は代行返上計画を提出した基金
(現行免除保険料率を継続適用)
4. 上記「2.」「3.」以外の全基金は、下表の前提により代行保険料率を算定し、それを原則として千分率で小数点以下を四捨五入した新免除保険料率を平成27年4月より適用
5. 代行保険料率の算定に係る前提は以下のとおり

	現行		新
	本則	経過措置適用時	
予定利率	4.1%	3.2%	4.1%
予定死亡率	平成21年 財政検証時	平成16年 財政再計算時	平成26年 財政検証時

- (1) 大半の基金で適用されていた経過措置(注)がなくなり、免除保険料率は引き下がる見込み

(注) 現行ルール上の経過措置

一定の条件を満たした場合、「本則(予定利率4.1%)」と「平成22年3月に適用している免除保険料率の基準となる代行保険料率(同3.2%)」の丈比べを行い、高い代行保険料率により免除保険料率を決定可

- (2) 免除保険料率の引き下げによる影響

① 変更時点の影響 ⇒ 最低責任準備金に影響なし

② 変更以降の(将来的な)影響

・ 給付現価負担金

最低責任準備金はコログシ計算で算定されるため、免除保険料収入の低下により債務増加が抑制され、過去期間代行給付現価に対する比率が低下することに伴い、給付現価負担金の増加に繋がる

・ 最低責任準備金に対する積立水準(比率)

一般的には、基金全体での掛金収入の低下に伴い、代行割れの基金は悪化、代行割れでない基金は改善となる見込み

⇒ 解散計画等を未提出の代行割れ基金は留意要

新免除保険料率適用に伴う基本部分の規約上標準掛金率の取扱い

- 平成27年4月より新免除保険料率を適用する基金のうち、平成26年3月31日を基準日として財政計算(財政再計算含む)を実施しない基金については、平成27年4月からの基本部分の規約上標準掛金率の取扱いは以下のとおり

≪新≫標準掛金率

= ≪旧≫標準掛金率 - ≪旧≫免除保険料率 + ≪新≫免除保険料率

書類提出時期

- 今般の代行保険料率見直しに係る「届出書」の提出時期
平成26年12月末(注1、2)・・・現行ルール通り
(注1) 下記「2.」の平成26年3月31日を基準日とする財政再計算を実施する場合も、平成26年12月末が提出期限となる
(注2) 提出にあたっては代議員会での議決・承認は不要だが、事業主及び加入員への結果の周知に関しては特段の配慮を行うこととされている
- 「財政再計算報告書」の提出時期
平成27年2月末・・・現行ルールから提出期限延期

予定死亡率の変更

- 厚生年金本体の平成26年財政検証で使用した死亡率に準拠
- 変更後の予定死亡率は、平成27年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から適用(ただし、平成27年3月30日以前を基準日とする財政計算においても、前倒し適用は可)
- 平成27年4月から適用される代行保険料率の算定には、変更後の予定死亡率を適用
≪60歳(男子)の例≫

	平均余命	年金現価率(予定利率5.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行予定死亡率	23.32年	12.51188	13.19364	13.70051
② 新予定死亡率	23.63年	12.61657	13.27409	13.75340
③ 変化(②/①-1)	+1.3%	+0.8%	+0.6%	+0.4%

平均余命の伸び0.31年

4. 今般の予定死亡率の改定にあたっては算定方法が変更されており、それに伴い、以下の債務算定に用いる予定死亡率の割掛け係数が変更

	現行	新	算定対象者及び影響
・積立上限額 算定上の 数理債務	・男子:0.9 ・女子:0.85	・男子:0.72 ・女子:0.72	【算定対象者】 加入員であった者又はその遺族 【影響】 積立上限額が増加
・標準掛金率 ・数理債務	・男子:0.9~1.0 ・女子:0.85~1.0	・男子:0.72~1.0 ・女子:0.72~1.0	【算定対象者】 加入員であった者又はその遺族 【影響】 割掛けを行った結果、死亡率が低下する場合、標準掛金率・数理債務が増加
・最低積立基準額 (注)	・男子:0.95 ・女子:0.925	・男子:0.86 ・女子:0.86	【算定対象者】 加入員、加入員であった者又はその遺族 【影響】 最低積立基準額が増加

(注) 最低積立基準額の算定に用いる予定死亡率の割掛け係数の変更は、別途、告示改正される予定であり、今回の改正では対象外
(平成26年11月10日に告示(案)の概要が公表され、12月10日期限で意見募集中)

その他(行政照会により判明した内容)

1. 「財政の現況及び見直しにおける予定運用利回り(将来予測時に最低責任準備金の付利率として使用)」は、厚生年金保険の財政検証に伴い、以下のとおり見直される

年度	27	28	29	30	31	32以降
現行	2.91%	3.39%	3.65%	3.85%	4.00%	4.10%
変更後	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%	4.10%

2. 上記見直しの適用時期は以下のとおり

基準日	財政検証及び財政計算 (解散計画等を未提出の場合)	解散計画等
平成26年3月31日	現行	現行
平成27年3月31日	変更後	変更後(ただし現行も選択可)
平成28年3月31日以降	変更後	現時点で取扱い不明

以上